

# 第1編 総 規

## 第1章 通 則

### ○岩手沿岸南部広域環境組合格約

平成 18 年 4 月 14 日  
岩手県指令市町村第 47 号

**改正** 平成 19 年 3 月 27 日 岩手県指令市町村第 1167 号  
平成 24 年 10 月 30 日 岩手県知事届出  
平成 25 年 10 月 29 日 岩手県知事届出

(組合の名称)

**第1条** この組合は、岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

**第2条** 組合は、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び住田町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

**第3条** 組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 関係市町の全区域を対象とする一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の処理に関する計画の策定に関すること。
- (2) 前号の計画に基づく一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の設置、管理及び運営に関すること。
- (3) 一般廃棄物の中継運搬に関すること。

(事務所の位置)

**第4条** 組合の事務所は、岩手県釜石市大字平田第 3 地割 81 番地 3 に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

**第5条** 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、13 人とする。

2 組合議員は、次の区分により関係市町の議会において、それぞれの議会議員のうちから選挙する。

釜石市	3 人
大船渡市	3 人
陸前高田市	3 人
大槌町	2 人
住田町	2 人

(当選の通知及び当選人の報告)

**第6条** 前条の選挙において当選人が決定したときは、当該議会の議長は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、かつ、当選人の住所、氏名、生年月日及び当選年月日を当該関係市町の長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた関係市町の長は、その旨を組管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(組合議員の任期)

**第7条** 組合議員の任期は、関係市町の議会議員の任期による。

2 組合議員が関係市町の議会議員の資格を失ったときは、その職を失う。

(議長及び副議長)

**第8条** 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(欠員の報告)

**第9条** 組合議員が関係市町の議会議員の資格を失ったとき又は死亡したときは、当該関係市町の長は、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(補欠選挙)

**第10条** 組合議員に欠員を生じたときは、当該関係市町の議会において速やかに補欠選挙を行なわなければならない。

2 前項の選挙において当選人が確定したときの報告は、第6条の規定を準用する。

(管理者及び副管理者)

**第11条** 組合に管理者1人及び副管理者4人を置く。

2 管理者及び副管理者は、関係市町の長のうちから互選する。

3 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長の任期による。

4 管理者は、組合に関する事務を処理し、組合を代表する。

5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会計管理者)

**第12条** 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、関係市町の会計管理者のうちから、管理者が任命する。

(補助職員)

**第13条** 組合に職員を置き、管理者が任免する。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

**第14条** 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期によるものとする。

4 監査委員は、非常勤とする。

(経費の支弁方法)

**第15条** 組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市町の負担金

(2) 国県支出金

(3) 地方債

(4) 使用料、手数料及びその他の収入

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の負担割合については、別表のとおりとする。ただし、臨時に要する経費については、その都度組合の議会の議決を経て管理者が定める。

(補則)

**第16条** この規約に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則**

- 1 この規約は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 第3条第3号の規定は、同条第2号に規定する一般廃棄物処理施設による共同処理を行うまでの間、適用しない。

**附 則** (平成19年3月27日岩手県指令市町村第1167号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年10月30日岩手県知事届出)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約による変更後の別表の規定は、平成26年度以降の年度分の関係市町の負担金の負担割合について適用し、平成25年度分までの関係市町の負担金の負担割合については、なお従前の例による。

**附 則** (平成25年10月29日岩手県知事届出)

この規約は、岩手県知事に届出をした日から施行する。

別表（第 15 条関係）

区 分	負 担 割 合
第 15 条第 1 項第 1 号に規定する負担金	<p>(1) 施設建設調査費</p> <p>均等割 100 分の 10</p> <p>人口割 100 分の 90</p> <p>人口割は、当該年度の前年の 3 月 31 日現在における住民基本台帳人口による。</p> <p>(2) 施設建設費（前号に掲げるもの及び当該事業に充当すべき国県支出金その他の収入を除く。）及び地方債の元利償還金</p> <p>均等割 100 分の 10</p> <p>利用割 100 分の 90</p> <p>利用割は、沿岸南部地域循環型社会形成推進地域計画の平成 23 年度の目標溶融対象量を基準にして定めるものとする。ただし、実績と差が生じた場合は、別に定めるものとする。</p> <p>(3) 管理運営費</p> <p>均等割 100 分の 10</p> <p>利用割 100 分の 90</p> <p>利用割は、当該年度の前々年の 10 月 1 日から前年の 9 月 30 日までに処理された一般廃棄物の量を基準にして定めるものとする。</p> <p>(4) 中継運搬費</p> <p>均等割 100 分の 10</p> <p>人口割 100 分の 90</p> <p>人口割は、当該年度の前年の 3 月 31 日現在における住民基本台帳人口による。</p>